字沢上ケ一三、一四の一、字田ノ口一七の一、一七の二、一八の一、一八の二、字中林一、二、二〇、二一、字大下モ三七、三八、字沢尻一から三まで、五、九、字西貝津九の三、一三、一四、一五の一、一五の二、一六、字クロブチ三、四、一八、字栗尾三の一、四、六、字南沢一、二、六、字中津沢九、一〇、一三、二〇、二四から二六まで、二七の一、二八、三一の三、田峯字川入一の七〇、一の八一、一の八三、一の九〇、一の九八、一の九九、一の一〇八、豊根村三沢字石原二六の二、新城市大野字下楠一の一から一の三まで、一一から一三まで、一九の一、二〇、二二の一、二六、二七、字赤石一〇、三二の一（次の図に示す部分に限る。）、三二の二、三三の三、字上クス一九、二〇、字ハナシ九、字ホウジ一の二、一の三・二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三から五まで、六の二、六の三、二〇の二、二一、富栄字蔵下一の一〇、一の一一、一の一三、一の二二、二四の一、三〇の一、三一、四五の一七から四五の一九まで、四五の二一、睦平字下平三一の一、三二、三三、三五の二、三六の一、三六の二、字藤ノ山二、二の一、三、五、八、三一、三二、字登場八から一〇まで、字不ツ田五、一五の一、一八、上吉田字川上一三三の一、一三五の一、一三五の二、字臼井沢五、一〇の一、一〇の五から一〇の九まで、一一の一、一一の四から一一の六まで、三三の二、三三の四、字西山一、八、八の三、一七、二七、二八、二八の一、二九の一、三〇の一、三二、三三、三九、四八、九七、九八の二、一〇三、一〇八の一、一〇八の三から一〇八の六まで、一〇八の八から一〇八の一〇まで、一〇八の一二、一〇八の一三、一〇八の一六、一〇八の一八、一〇八の一九、一一一の一、一一三

○国土交通省告示第百七十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山字下内一〇〇一番四から同県鞍手郡鞍手町大字中山字下松尾五八七番四まで	平成二十三年二月十九日十五時

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに新城市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町船岡殿字明見谷西平八四七、字明見谷中分八四八、八四八の一、字摩地谷東平八五一の四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都江東区新木場一丁目二八番から同区新木場一丁目二番三まで	前	六七・一八～七九・五二メートル
	後	六七・一八～一一〇・二一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都江東区新木場一丁目二八番から同区新木場一丁目二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	七八・一三～一〇九・六六メートル
	後	八五・七一～一〇九・六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
東京都江東区新木場一丁目二八番から同区新木場一丁目二番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	前	六七・一八～七九・五二メートル
	後	六七・一八～一一〇・二一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
桶川市大字川田谷字諏訪北六七三三番一から同市大字川田谷字諏訪北六七二三番一まで	前	七八・一三～一〇九・六六メートル
	後	八五・七一～一〇九・六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十八日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	桶川市大字川田谷字諏訪北六七三七番二から同市大字川田谷字諏訪北六七二一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月十八日